

竹林整備事業費補助金交付要綱

制定 令和5年3月23日第202200313385号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、竹林整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、竹林の拡大による森林環境の悪化等が懸念されていることから、豊かな森づくり協働税を活用し、集落等周辺の放置竹林の適正管理を支援することにより、竹林の拡大防止と森林環境の改善等を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「事業実施主体」という。）に対し、本補助金の額以上の間接補助金を交付する市町村に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

2 事業実施主体（森林組合を除く。）は、間接補助金の交付申請及び受領の事務を、間接補助事業の施行地を区域とする森林組合長等第三者に委任することができる。

3 本補助金の額は、間接補助事業に要する同表の第3欄に掲げる経費（以下「間接補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（間接補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。

4 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第4条 本補助金の交付申請は、地方事務所（東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。以下同じ。）の長（以下「地方事務所の長」という。）が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第5条の申請に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(交付決定の時期等)

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

2 本補助金の交付決定通知は、様式第2号によるものとする。

(間接交付の条件)

第6条 本補助金の交付を受ける市町村（以下「補助事業者」という。）は、第3条第1項に規定する間接補助金（以下単に「間接補助金」という。）を交付するときは、その交付を受ける者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件及び次項の条件を付さなければならない。

2 当該間接補助事業により整備した竹林及び管理道並びにアクセス道（以下「竹林等」と

いう。)について、竹林整備事業実施要領に基づく協定期間中、当該事業地の全部又は一部を竹林等以外の用途へ転用(当該事業地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業地が竹林等以外の用途へ転用される場合を含む。)又は抜き伐りした補助事業地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ地方事務所の長にその旨を届け出るとともに、当該転用等に係る竹林等に対して交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること(天災等不可抗力によるものとして農林水産部長(以下「部長」という。)が認めたときを除く。))。

第12条(第4項を除く。)、第13条、第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条及び第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、間接補助金の減額以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(間接的な変更等の承認)

第8条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第12条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ規則様式第2号による申請書を地方事務所の長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による地方事務所の長の承認について準用する。

3 補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第12条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)の別に定める変更等を定めるに当たっては、間接補助事業ごとに別表の第5欄に定める変更並びに間接補助事業の中止及び廃止を定めてはならない。

(指示等の報告)

第9条 補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を地方事務所の長に報告しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告(以下「実績報告」という。)は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあつては、間接補助事業の完了又は間接交付の中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は補助事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあつては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。

(間接補助金の支払)

第11条 補助事業者は、本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(提出書類の部数等)

第12条 規則及びこの要綱の規定により地方事務所の長に提出する書類は1部とする。

(雑則)

第13条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年3月23日から施行し、令和5年度事業から適用する。

別表（第3条、第8条関係）

1 間接補助事業	2 事業実施主体	3 間接補助対象経費	4 補助率	5 重要な変更
竹林整備事業 竹林の伐採（抜き伐り及び循環利用型皆伐）、片付け、管理道・アクセス道開設及び伐採竹の搬出	森林所有者、森林組合、竹林整備事業実施要領に基づく協定を締結した県内に本店又は主たる事務所を有する者	1 事業費 竹林の伐採（抜き伐り及び循環利用型皆伐）、片付け、管理道・アクセス道開設及び伐採竹の搬出に要する経費 対象となる竹林は、集落又は国道・県道・広域農道周辺の一団の竹林とする。 (1) 竹林の伐採（抜き伐り及び循環利用型皆伐）、片付け 補助対象経費＝面積×標準単価とする。面積はヘクタールとし、小数点以下2位未満切り捨てとする。 (2) 管理道及びアクセス道開設 補助対象経費は、鳥取県森林作業道作設指針（平成23年3月31日付第201000193342号農林水産部長通知）に基づき積算された額とする。 (3) 伐採竹の搬出 補助対象経費は、伐採竹を工場その他加工施設等竹林外へ搬出する経費とする。 (4) 標準単価は、農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課長が毎年度別に定める。 (5) 森林所有者以外の者が事業実施主体となる場合には、造林事業に係る間接費率を準用して標準単価に間接費を加算するものとし、加算後千円未満を切り捨てた額を標準単価とする。	(1) 竹林の伐採、片付け、管理道・アクセス道開設 8/10 (2) 伐採竹の搬出定額 1,200円/m ³ 又は 1,000円/t	(1) 補助金の増 (2) 事業箇所追加 (3) 補助金の30%を超える減 (4) 事業費から附帯事務費への経費の流用
	市町村	2 附帯事務費 市町村が1の経費に係る事業の実施に関し行う指導監督及び事務等に要する経費（事業費の4.5/100を限度とする。）	8/10	

〇〇年度竹林整備事業計画（報告）書

1 事業の目的・効果

2 事業計画（実績）の内容

別添竹林整備事業箇所一覧のとおり

3 収支予算（精算）

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(増減額)	備考
県補助金				
市町村費				
その他				
計				

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	予算額	(決算額)	(増減額)	備考
計				

4 事業完了（予定）年月日

年 月 日

5 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

竹林整備事業箇所一覧

市町村：

事業実施主体	森林所有者 氏名	直営・ 請負の 別	竹林の位置			事業量 面積 (ha) 延長 (m)	整備内容				事業費 (円)	負担区分			備考
			大字	字	番地		成立本数	径級 (cm)	伐採本数	残本数		県 (円)	市町村 (円)	その他 (円)	
附帯事務費															
合計															

注1：事業実施箇所ごとの調査表（別紙様式）、森林計画図等の位置図及び現況写真（全体と部分写真）を添付すること

注2：実績報告には施業図を添付すること

注3：備考欄には、傾斜、当事業による過去の施業履歴等を記載

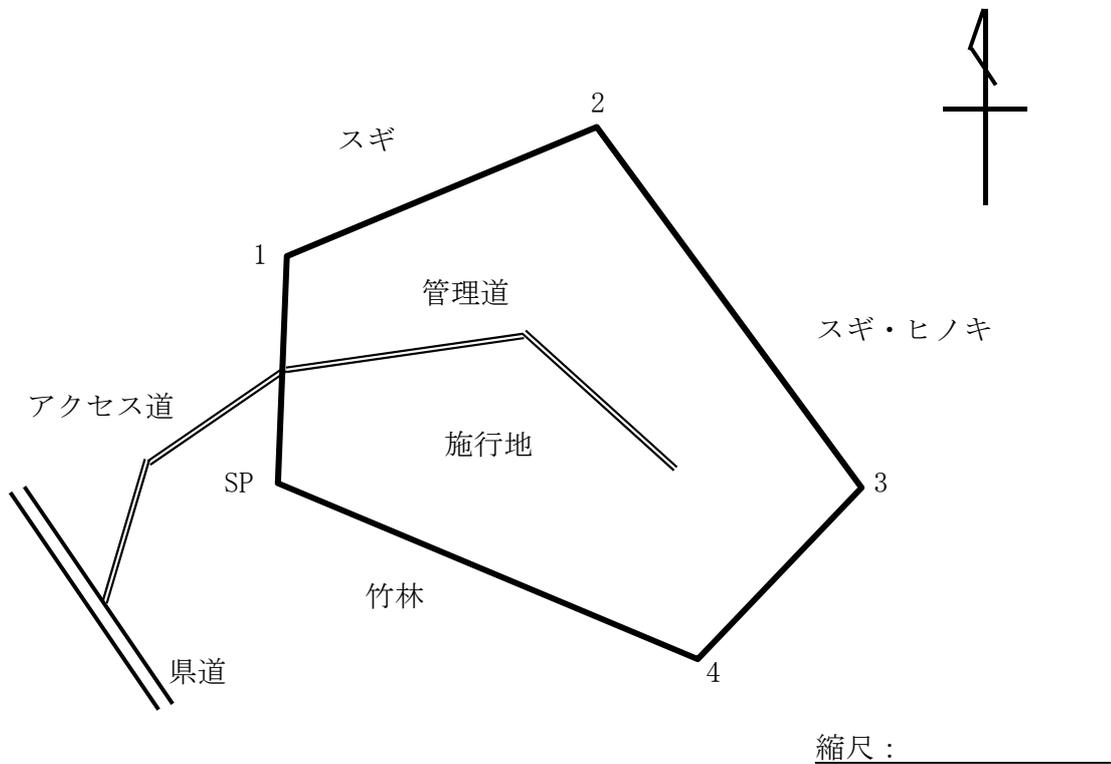
(別紙)

竹林整備事業実施箇所調査表

整理番号	—	調査年月日		調査者	
1	実施場所及び隣接する森林等の状況	(1) 所在地 (2) 森林の現況及び事業の必要性 (3) 成立本数 本/ha ※標準地調査 (○m×○m ○箇所) による。			
2	森林所有者 (協定締結予定者)	(1) 住所、氏名 (2) 事業実施について (該当部分に○又は必要事項を記載) ・ 森林所有者実施の場合 施行方法 (所有者実施・委託) ・ 森林組合実施の場合 事業実施の同意の有無 (有・無) ・ 協定締結者実施の場合 実施予定者 ()			
3	事業実施後の管理計画	(1) 協定期間中の管理方法 (2) 利用計画 (竹材・タケノコ生産、森林環境教育等)			
4	その他 (事業実施上必要となる他法令等による制限等の有無、内容等を記入)				

施 業 図

- 1 森林所有者
- 2 施行地
- 3 面積 (ha)
管理道延長 (m)
アクセス道延長 (m)
- 4 施行地の平均傾斜度



(注)

- 1 施行地及びその周辺の地形（沢、尾根）、林況（樹種）並びに特徴のある物件（独立樹、鉄塔、道路等）を記入すること。
- 2 測量起点（SP）及び主な測点を記入すること。
- 3 測量野帳は、事業実施主体が整理保管し、しゅん工検査等において直ちに提示できるようにしておくこと。

様

職 氏 名

〇〇年度竹林整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった竹林整備事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

- 1 対象事業
本補助金の対象事業は、「竹林整備事業」とし、その内容は、・・・・・・・・とする。
- 2 交付決定額等
本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円
- 3 経費の配分
本補助金の間接補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、・・・・・・・・とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。
- 4 交付額の確定
本補助金の額の確定は、間接補助対象経費の実績額について、竹林整備事業費補助金交付要綱（令和5年3月23日第202200313385号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。
- 5 補助規程の遵守
本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。
- 6 本補助金の交付を受けた者は、当該間接補助事業により整備した竹林及び管理道並びにアクセス道（以下「竹林等」という。）について、竹林整備事業実施要領に基づく協定期間中、次の条件を遵守すること。これに違反した場合は、当該転用等に係る竹林等に対して交付を受けた補助金の全部又は一部を返還すること（天災等不可抗力によるものを除く。）。
 - （1）当該事業地の全部又は一部を竹林等以外の用途へ転用（当該事業地を売り渡し、若し

くは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該事業地が竹林等以外の用途へ転用される場合を含む。) 又は抜き伐りした補助事業地上の立木竹の全面伐採除去を行う行為をしようとする場合は、あらかじめ(職名)にその旨を届け出ること。

(2) 抜き伐り等適切な管理を実施すること。